

羽曳野市自動車の臨時運行の許可に関する取扱規則

制定 昭和 43 年 7 月 25 日

羽曳野市規則第 137 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。)及び道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時運行許可の申請)

第 2 条 法第 34 条及び施行規則第 20 条の規定により自動車の臨時運行の許可を受けようとする者は、自動車臨時運行許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、臨時運行の許可を受けようとする自動車について、次に掲げる書類の原本を提示しなければならない。

(1) 自動車検査証、抹消登録証明書等の車体番号が確認できる書類

(2) 自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)に定める自動車損害賠償責任保険証明書(以下「保険証明書」という。)又は自動車損害賠償責任共済証明書(以下「共済証明書」という。)

(臨時運行の許可)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申請書を審査し、臨時運行の必要を認めるときは、その許可の有効期間を定め法第 35 条第 4 項の規定により、臨時運行許可証(様式第 2 号。以下「許可証」という。)を交付し、かつ、臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)を貸与する。

2 前項の許可証を交付する場合において、市長は、自動車運転免許証又は住民基本台帳に基づく証明書その他申請者の住所及び氏名を確認し得る書類の提示又はその写しの提出を求めることができる。

3 市長は、第 1 項の規定により定められた許可の有効期間内に臨時運行の目的を達成できなかった者から継続して臨時運行の許可申請があったときは、当該有効期間内に運行の目的を達せられなかった正当な理由があると認める場合に限り許可すること

ができる。

(許可の有効期間)

第 4 条 臨時運行の許可の有効期間は、第 2 条第 2 項第 2 号に規定する保険証明書又は共済証明書に記載する保険期間内とし、かつ、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合を除き、5 日を超えない範囲で市長が必要と認めた日数とする。

(許可手数料)

第 5 条 臨時運行の許可手数料は、羽曳野市手数料条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号)の定めるところによる。

(許可証及び番号標の返納)

第 6 条 臨時運行の許可を受けた者は、有効期間が満了したときは、その日から 5 日以内に許可証及び番号標を市長に返納しなければならない。

(許可証等の亡失及び弁償)

第 7 条 許可証の交付及び番号標の貸与を受けた者が、その許可証又は番号標を著しくき損し、又は亡失したときは、臨時運行許可番号標、許可証亡失(き損)届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。この場合において、番号標を亡失したときは、当該番号標を亡失した地域を管轄する警察署長が発行する遺失物の届出に係る証明書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による臨時運行許可番号標亡失(き損)の届出があったとき又は番号標の貸与を受けた者の行方不明等のため、番号標の回収が不能となったときは、当該番号標が失効した旨を告示し、その旨を関係機関へ通知するものとする。

3 番号標を著しくき損し、又は亡失した者は、その実費を弁償しなければならない。

(許可の取消)

第 8 条 市長は、虚偽その他不正の手段により臨時運行の許可を受け、又は番号標若しくは許可証を不正に使用したことを発見したときは、直ちに許可を取消すものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。